

事 務 連 絡
平成 26 年 10 月 14 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」
の正誤表の送付について

平成 26 年 5 月 12 日付け食安発 0512 第 6 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知における「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」の内容について、一部に訂正すべき事項がありましたので、別添のとおり正誤表を送付します。

(別添)

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」の正誤表

頁	項目	正	誤
5	Iの第2の10(5)	出荷の防止をする	出荷を防止する
11	IIの第4	<p>(1) <u>食品等事業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者及び関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適正な手洗いの方法、健康管理等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。</u></p> <p>(2) <u>この衛生教育には、上記に示す各種手順等（Iの第2の1(2)、6(1)、11及び13(1)並びにIIの第2の6(6)及び6(14)）に関する事項を含むものとする。</u></p> <p>(3) <u>特に洗浄剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。</u></p> <p>(4) <u>教育訓練の効果について定期的に評価し、必要に応じそのプログラムを修正すること。</u></p>	Iの第4によること。